

## 桑折町観光大使マスコットキャラクター（デザイン）使用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、桑折町が定めたマスコットキャラクター（以下「マスコット」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において「マスコット」とは、次に挙げるものをいう。

マスコットキャラクターデザイン

桑折町が定めたデザインで、そのキャラクターの愛称は「ホタピー」とする。

（使用承認の申請）

第3条 マスコットを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめマスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）により申請し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- （1） 国、地方公共団体およびそれに準ずる機関が広報およびそれに準ずる業務の目的で使用するとき。
- （2） 報道機関が報道の目的で使用するとき。

（使用承認）

第4条 町長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、マスコットの使用を承認する。

- （1） 営利を目的とするとき（ただし、あらかじめ町長の承認を受けた場合を除く）。
- （2） 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- （3） 特定の政治活動または思想活動あるいは宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- （4） 特定の個人または団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
- （5） 桑折町およびマスコットのイメージを損なうおそれがあるとき。
- （6） 前各号に掲げる場合のほかマスコットの利用を不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定に基づき使用承認した場合、マスコットキャラクター使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知し、使用承認しなかった場合、その理由を明記した書面により申請者に通知する。

（使用上の遵守事項）

第5条 マスコットを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1） 定められたデザイン、色を正しく使用すること。
- （2） マスコットのイメージを損なうような使用をしないこと。
- （3） 承認された用途にのみ使用し、町長の指示する条件に従うこと。

(4) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。

(5) 桑折町のマスコットキャラクターであることを明示すること。

(使用料)

第6条 使用料については無料とする。ただし商品化等、営利目的で使用する場合は有料とすることができる。

(承認の期間)

第7条 使用承認する期間は、使用承認した日から1年間とする。なお、使用承認を翌年度に継続することができる。

(使用状況の報告)

第8条 マスコットを使用した者は、速やかに使用状況について、ポスター、チラシ、写真等の使用実績を町長に提出すること。

(使用承認の取消し)

第9条 町長は、マスコットの使用が、この規程及び承認の内容に違反していると認めるときは、当該マスコットの使用承認を取消することができる。

2 前項の承認の取消しは、その理由を明記した書面により通知する。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 桑折町は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

